
令和6年 第4回（定例）うきは市議会会議録（第4日）

令和6年12月12日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和6年12月12日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

出席議員（13名）

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

記録係長 宮崎 恵君 記録係 上村 貴志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	-----	榎藤 英樹君	副市長	-----	重松 邦英君
教育長	-----	樋口 則之君	市長公室長	-----	吉松 浩君

総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和対策室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君	都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君	生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君	総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君		

午前9時00分開議

○記録係長（宮崎 恵君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めましておはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります前に、ここで市長公室長及び企画財政課長より発言の申出がっておりますので、これを許可します。

吉松市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 改めましておはようございます。市長公室長、吉松でございます。

冒頭から大変申し訳ございません。お手元議案書につきまして、1か所、文言の訂正がございますので、御報告と併せまして、おわびをさせていただきたいと思っております。

お手元議案書の8ページを御覧ください。議案書8ページでございます。

8ページには議案第65号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、記載しております。この8ページの本文の2行目「福祉事務所及び課、室」を「市長公室及び次に掲げる課、室及び福祉事務所」と記載がございます。この中の真ん中のちょうど「市長公室及び次に掲げる課」とありますところを「市長公室並びに次に掲げる課」と。要は「及び」を「並びに」と訂正をお願いしたいと思っております。「及び」を「並びに」ということで訂正をお願いいたします。

また、新旧対照表につきましても、新旧対照表の１ページ、改正案の該当部分につきまして、併せまして訂正をお願いしたいと思います。

今後は、議案における条例の文面はもちろんのこと、文言の使用につきましても間違いのないよう、より一層の精査に努めてまいりたいと考えております。このたびは申し訳ございませんでした。

なお、議案書の差し替えにつきましては、後日お手元に配付させていただければと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 次に、高瀬企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。

私のほうから一昨日の樋口議員の一般質問の中で、うきは市商工会が実施しております婚活イベント、こちらと県が広域で実施している婚活イベントの関係性について御質問を受けました。その際、私の答弁で、関連性はないということで申し上げましたが、よくよく調べてみましたら関連性がございましたので、発言の訂正と、この婚活イベントについて少し御説明をさせていただければと思っております。

本年８月２５日に、ウキウキうき婚という名称で、うきは市商工会青年部主催で、婚活イベントが実施されております。市内の飲食店を貸し切りまして、市内在住の女性と市外の男性を引き合わせる、言わば広域性を持ったイベントとなっております。

その費用につきましては、個人からの参加料と、市が商工会に支出しております補助金を充てているようでございますが、イベントの運営面におきまして、県の出会い・結婚応援事務局が関わっておりまして、参加申込みの取りまとめや、問合せに対する対応を行っており、商工会青年部と連携をして開催をしているということでございます。

この件、詳細な内容等につきましては別途、企画財政課企画調整係、もしくは商工会青年部にお尋ねいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） それでは、ただいま企画財政課長からの一般質問の訂正がございました。

これをお認めいただくかどうかということで、訂正することによりしょうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

それでは早速、議事に入っていきたいと思います。

日程第 1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、議案質疑を行います。

初めに、議案第 6 4 号うきは市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。雨郡建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） おはようございます。建設課長の雨郡です。

議案書 6 ページを御覧ください。

議案第 6 4 号うきは市道路線認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 6 日提出。うきは市長権藤英樹。

路線の級ですが、その他の路線になります。路線番号としましては 2 0 1 0。路線名としまして、空町第 4 線。起点ですが、吉井町新治字空町 6 9 8 番 8。終点ですが、吉井町新治字空町 6 9 8 番 6。

お手元にですね、若干説明資料のほうで、認定路線の資料という形が、建設課が提出しているのがございますので、そちらを御覧願います。

すみません、ページが振ってなくて申し訳ないんですが、次の次のページになるんですが、すみません、その次ですね。

新設による市道路線の路線のところでございますが、延長 2 3 メートル、幅 6 メーターでございます。位置関係にございますと、右下のほうに市役所がございまして、左上のほう新治の団地、その前でございます。

すみません、次をめくっていただきまして、地積測量図の関係を載せております。今回ですね、こちらのほうの造成に伴いまして、寄附採納という形で、市道の部分の路線をですね、この 5 区画のところに伴いまして、幅 6 メートル、2 3 メートルの部分につきまして、路線のほうで、認定をお願いしたいところでございます。

以上、説明になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 6 5 号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） おはようございます。総務課の石井でございます。よろしくお願

いたします。

議案書は7ページをお願いいたします。

議案第65号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月6日。うきは市長権藤英樹。

お配りしております新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思います。

また、先般の全員協議会の折に、分かりやすい資料はというふうな御指摘がございましたので、1枚物のエクセル表についてもお配りをしておりますので、またこれは、後ほど見ていただければというふうに思います。

新旧対照表の1ページでございます。

第1条の文言につきまして、「市長公室、福祉事務所及び課、室の設置」とあるものを「設置」と文言の整理を行うこととしております。

また、第1条表中にございます現行の「企画財政課、浮羽市民課、都市計画準備課」を削り、新たに「企画政策課、財政課、都市整備課」を設置するものでございます。

また、男女共同参画推進室について、所管課長の変更等を踏まえて並びを変えております。

失礼しました。ただいまの説明は、条例のほうの8ページから11ページに関する流れで説明をさせていただいたところでございました。大変申し訳ございません。

次に、第2条分の関係になりますけれども、これについては、こちらは新旧対照表を見ていただければというふうに思います。新旧対照表の1ページから5ページに記載をしておりますので、改めて御説明をさせていただきます。

まず、総務課のほうから「秘書」を、それから2ページのほうで「広報」、「市長会に関すること」を削り、同じく2ページになりますが、企画財政課から「企画に関すること」を削りまして、新たに企画政策課を設置し、事務分掌に移管をいたしております。事務の移管に併せて、企画財政課については、「財政課」に名称変更を行っております。

また、2ページの男女共同参画推進室については、先ほど御説明いたしました、所管課長の変更等を行うことを踏まえまして、3ページの中ほどにあります人権・同和対策室の次に、並びを変更させていただいております。

2ページの下から3段目になりますけれども、市民生活課につきましては3ページになります。

(4)からの「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に関すること」を削りまして、新たに「その他窓口事務全般」を加えております。これは、浮羽庁舎で行っております窓口業務全般をこれで同様に行うための文言でございます。

なお、「国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金に関すること」につきましては、3ページの中段にございます保健課のほうに事務を移管をいたしております。

また、3ページから4ページにかけてでございますが、「浮羽市民課」全体を削り、削除しております。

次に、4ページをお願いいたします。

農林振興課に関する部分でございます。

建設課の事務分掌と合わせる形で、頻発する災害に対応するために、改めて「農林土木災害復旧に関すること」を追加いたしております。

同じく4ページでございます。

都市計画準備課につきまして、「都市整備課」に名称変更を行い、新たに「まちなみ」に関することを所管とすることといたしております。

なお、条例改正の基本的な考え方につきましては、先日の全員協議会等におきまして、御説明をさせていただいたところでございます。

なお、先ほど申しましたように、1枚物の表も添付をいたしておりますので、そちらのほう御覧をいただきたいと思います。

最後に、議案書の11ページでございます。

この条例は、令和7年4月1日から施行とさせていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案につきましては、総務産業常任委員会に付託を予定いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 7番、野鶴です。

2点だけお尋ねしたいと思います。

全体的に今度の機構改革については、反対するものではございません。こういうふうに分かりやすく若干整理されているなというふうにも思っておりますので、その点はいいんですけど、ちょっと不明な点が2か所ありますので、まず、コミュニティ支援係が交通政策係というふうな係名称になっておりますけど、今までコミュニティ支援係のほうで行ってきた自治協議会に対する支援、こういったのが、ちょっとこの名称、交通政策係という形になると、どこがするのかなというふうなイメージを持つのでは。上にありますね。コミュニティ支援係、では、分かりました。その点についてはもう結構です。

それともう一つ、市民生活課国保・年金係が今度、保健課のほうに移動するようになっております。国保・年金係は毎年というか、いつも議論になってたんですけど、市民生活課に国保・年金係が設置された、いきさつとして、ワンストップ窓口というか、要するに転入してきたり、転

出してきたりするときに、その窓口の中で国保の関係とかいろいろ出てきますので、そこで全てが終わるようにということで、市民生活課のほうに国保・年金係が昔設置されたと、そういういきさつがあるかと思います。

今回また、これが保健課のほうに行くということになれば、転入されてきた方が、また保健課のほうに行って手続ということで、場所も離れてきますし、そういったいきさつもありますので、そこら辺の対応をどういうふうに考えているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） 国保・年金に関するお尋ねでございます。

今回、所管を移動いたしますけれども、現在行っている事務の場所につきましては、現行の今ある場所で事務を進めることとしております。来年12月にですね、いわゆる標準化の関係で、窓口業務全般のやり方の変更が出てくると思います。そういった中で改めて、そういったお客様のサービスの低下にならないような流れについてはですね、今後1年かけて、そういったものも検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点お尋ねいたします。

現行の企画財政課のほうで、いわゆる総合教育会議の担当を企画のほうがされておりましたが、今回はどちらに移ったという理解をすればいいのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） その分についてはですね、人員等の関係もございますので、今後改めて、現在の財政課のほうが望ましいのか、あるいは新たに作る政策調整係が望ましいのかを、改めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤です。

今までラグビータウンプロジェクト推進係、この係長が究真館高校等とかの連絡係というか、そういったところになっておられましたけれども、ここは変わらないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○総務課長（石井 太君） お手元の1枚資料で、ラグビープロジェクトにつきましては生涯学習課のほうに所管を変更することといたしております。

これまでラグビータウンプロジェクトにつきましては、やはりスポーツを超えた地域の振興というふうなことで、うきはブランド推進課のほうに配属をされておりました。今回は改めて、や

っぱりスポーツとしての取組が必要であるという考え方と同時に、御質問の究真館高校関係につきましては、改めて企画政策課のほうがそういったところ、究真館にかかわらず、子供たち、高校関係のことについても取り組むことで、ラグビータウンプロジェクト推進係がかかわらないわけではないんですけれども、中心を企画政策課のほうというふうに現在は考えておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（榎藤 英樹君） 今、企画政策に関わる質問を佐藤議員からいただきましたので、補足して説明させていただきますが、まさにこれまで議員がおっしゃられていたように、ラグビータウンプロジェクト推進係が究真館の支援全体を担っているというのは非常に分かりにくいですし、ともするとラグビーに偏ってしまうという御指摘もずっといただいておりますので、あくまで今回ラグビータウン推進係を生涯学習課に移転させたのは、今、総務課長が答弁したとおりで、ラグビーというスポーツ、また、ルリーロ福岡というチームをいかに支援していくかということに少し力点を置いたところ、当然、究真館高校もラグビー部が盛んですので、そういった連携はあろうかと思いますが、議員御指摘の究真館高校どのように支えていくのか、そして今回、数名からの議員の皆さんから御質問をいただきました、他の地域に通う高校生とかの交通の部分であったり、何らかの支援であったりというようなことも含めたところについては、皆様からの声も多うございますので、企画政策の部分で新たに何らか考えていければというふうに思っています。

具体的な、係が、どこが所管するかや、新たに係をつくるか否かというところについては、また今後しっかり検討させていただきたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

次に、議案第66号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件についても総務産業常任委員会に付託を、予定をいたしております。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第66号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和6年12月6日。うきは市長榎藤英樹。

うきは市職員の条例関係の改正につきましては、13ページから14ページにかけて記載をさ

せていただいております。

本条例の制定に係る背景でございますけれども、先般の全員協議会でも少し御説明をいたしましたけれども、うきは市として、若い職員が増加をしており、今後、安心して子育てをしながら職務に専念できるよう、働きやすい職場環境づくりを一層推進し、多様な働き方を市として支援するために、本市職員について新たに組合休暇、こちらについては令和7年1月1日を想定しております。

また、子育て部分休暇、こちらについては令和7年4月1日を、新設するために所要の整備を行うことといたしております。

なお、本条例につきましては、ただいま申し上げましたように、施行日を来年1月1日と4月1日に分けております。

13ページの第1条が組合休暇の新設でございます。

令和7年1月1日に施行するもので、第2条の子育て部分休暇の新設が令和7年4月1日施行を、予定をいたしております。

以降、お配りしております新旧対照表で御説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表の6ページを御参照願います。

うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、新旧対照表でございます。

まず6ページの第1条は、令和7年1月1日施行予定の組合休暇に関するものでございます。

第10条及び第15条において、休暇の種類に「組合休暇」を加えるものといたしております。

第14条の3について、新設いたします「組合休暇」の内容等を定めるものでございます。具体的には、第1条において、「組合休暇」の定義、また、第2項及び第3項において、付与要件、日数の上限等を定めております。第4項において、組合休暇を取得するに当たって減額する規定等を設けているものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

令和7年4月1日施行予定の「子育て部分休暇」に関するものでございます。

第10条及び第15条において、休暇の種類に「子育て部分休暇」を加えるものとなります。また、第14条の3について、新設いたします「子育て部分休暇」の内容を定めるものといたしております。具体的には、第1項において定義を定めております。また、第2項において「子育て部分休暇」の取得範囲を定めております。第3項において「子育て部分休暇」を取得するに当たって減額する規定を設けております。

なお、先ほど御説明しました第1条で、第14条の3といたしておりました組合休暇につきまして、第14条の4とする改正を第2条で行うことといたしております。

議案書の14ページをお願いいたします。

最後に、附則でございます。

この条例の施行日を第1条について令和7年1月1日、第2条について令和7年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。4番、樋口議員。

○議員（4番 樋口 隆三君） 4番、樋口でございます。

組合休暇がですね、こういうふうに設置をされるということで、本来は組合闘争ということ言っでは語弊がございますけれども、非常に獲得のために労力を使いながら、組合活動をやっていくところがございまして、今回はこのように改めてですね、組合休暇を設置することで、非常に市長の子育て世代の職員に配慮ができた、そういうふうに向きには私は考えておりますので、大いにありがたいことだなというふうに思います。

ただ、発生日といいますか、来年の1月1日になった経緯といいますか、理由があれば、ひとつ教えていただきたいなと思います。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） ただいまの御質問でございますけれども、やはり組合員、職員からの強い要望がございまして、できるだけ早くという思いに応えるものでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

まず1点目は、これは組合の専従規定、いわゆる休職専従規定は、現行、うきは市職労にあって、それは、あるという理解でいいのか。

2点目は、職員当たり年間最大30日ということですが、このことは、この組合休暇を利用した組合員の方の、その後の昇給、昇格に影響はあるのかないのか。

それから3点目に、新旧対照表の第14条の4で、勤務時間1時間当たりの給与額を減額するとありますが、他の市町村はそのような減額規定があるのかどうか、お尋ねいたします。

勤務時間1時間当たりの給与額を減額するとありますが、他の市町村でも同じような規定があるのかどうか、お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） すみません、3点御質問をいただいております。

1点目について今、ちょっと確認をさせていただいておりますので、少しお時間をいただきたいと思います。

2点目の昇給、昇格等に関する部分については、関係性はないというふうに理解をしております。

す。改めて適正な人事評価の下に昇給、昇格等を行っておりますので、これについては、因果関係はないというふうに断言ができると思います。

また、3点目の減額の規定でございますけれども、むしろうきは市のほうが、この条例の制定が遅れたほうでございます。他の近隣のほうが先んじて、この条例がつくられておりますので、それに合わせた形で今回、条例の制定をさせていただこうとしておるものでございます。

1点目については少しお時間をいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 課長、答弁は後です。分かりました。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 3点お尋ねいたします。

1点目は後からということですが、この件については、うきは市職労との協議を終えて、了解を得てあるという理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） はい。組合のほうからは強い要望を受けて実施をいたしておりますので、調整ができておるものというふうに理解をいたしております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） では、答弁どうしましょう。後でしますか。また付託に、これはなっていくと思いますけど。

では、進めさせていただきますが、1点の回答を除いて質疑なしと認めますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

まず、予算書についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。

予算案の説明に入ります前に、予算書の字句の訂正が2か所ほどございます。

まず、予算書9ページでございます。

第2表の債務負担行為補正の1番、追加の欄の一番下の行、水質検査委託料でございますが、こちらが水質検査手数料の誤りでございます。

次に、35ページの15目諸費の説明欄、過年度新型物価高騰重点支援地方創生臨時交付金国庫返還金の「新型」を削除していただきまして、正確には過年度物価高騰重点支援地方創生臨時交付金国庫返還金でございます。本日、このページを修正したものを、お手元に配付をしておりますので、恐れ入りますが、差替えをお願いいたします。

なお、タブレット端末のデータにつきましては、既に修正したものを配信しております。今後、このような誤りがないよう注意してまいります。申し訳ございませんでした。

それでは、説明に入らせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

議案第58号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,376万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185億2,473万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年12月6日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。追加分として6件を計上しております。

まず、議会だより印刷製本費と広報うきは印刷製本費につきましては、次年度の広報誌の発行につき、年度当初から作成業務に当たるためには、本年度中に事業者を選定する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

デジタル申請システム使用料は、現在活用しております通信機能アプリのLINEによる電子申請等につき、その用途範囲をさらに広げるため本年度事業者を選定し、次年度当初から運用を開始するため、債務負担行為を設定するものでございます。

ふるさと納税支援業務委託料は、次年度4月から、ふるさと納税に関する業務体制の見直しを行う予定にしております。そのため本年度中に事業者の選定と体制構築の準備を進めてまいりますので、債務負担行為を設定するものでございます。

公立保育所給食調理業務等委託料は、次年度運営の公立保育所4園のうち、2園の給食調理業務につき、令和7年度から民間の事業者へ委託する予定でございます。本年度中に事業者を選定するため、債務負担行為を設定するものでございます。

水質検査手数料は、市が管理する公営住宅等の水質検査業務につきまして、年度当初から切れ目なく検査を実施するため、次年度の事業者を今年度中に選定するものでございます。

次に、変更分の1件でございます。

総合福祉センター指定管理料でございますが、同センターにおきましては令和3年度から7年度までの5年間で、うきは市社会福祉協議会と指定管理契約を結んでおります。その契約を結ぶ際に算定をしておりました電気代が、エネルギー価格の高騰等により値上がりをしております。この電気料を含めて、施設全体の管理料におきまして5年間の限度額を設けておりますが、このような社会情勢で、限度額の範囲内に収まることができなくなりましたので、本年度当初予算におきまして限度額の補正を行いました。しかしながら、電気代の高騰が続いている状況もありまして、さらなる不足が見込まれますので、今回の補正におきまして、改めて限度額の補正を行うものでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。追加分として2件を計上しております。

公共施設等適正管理推進事業、限度額3,420万円、その他公共施設等災害復旧事業、限度額220万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更分といたしまして1件計上しております。限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

続きまして、緊急自然災害防止対策事業におきまして、300万円増額いたしまして、限度額を1,450万円とするものです。

詳細につきましては、歳入22款、市債で説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。補正予算の質疑につきましては、それぞれの所管以外の部分について質疑をお願いしたいと思います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 債務負担行為のことでお尋ねをしたいと思っています。

9ページになりますけれども、まずは、初日にも申し上げましたけれども、水質検査手数料といったところについて、改めて公営住宅関係のところがあるかと思っていますので、ぜひともPFAS・PFOS関係のところの検査を項目として入れていただければありがたいと思うんですけれども、そのお考えがあるかどうかを確認したいと思っています。これが1点です。

それと、公立保育所の給食調理業務委託料について伺います。

2園ということになるんですけれども、これについては、今回の提案は2園になっておりますけれども、個別の名称が頭に出ているわけじゃないので、全体的に今後委託するという方向があるのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

それから、提案理由について説明が十分いただけなかったんですけれども、単に委託を考えているということなんですけれども、全員協議会のときには、人員不足という点も含めて提案されていた

と思いますけれども、それが背景にあるとすれば、この間、補充等がどういうふうにされていたのかというのを確認させていただこうと思いますけど、その2点お尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課、瀧内です。

今ですね、水質検査手数料関係で、P F A Sの項目のことでお尋ねをいただいております。初日の公営企業会計のときにも御答弁させていただきました現在のですね、発注の金額の中には、その項目は盛り込んでおりませんが、おっしゃっていただいておりますような、現下の情勢を十分踏まえましてですね。また必要に応じてですね、別注も含めまして、検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（石井 太君） 2点目の人員の関係でございます。確かに議員御指摘のように、正規職員数が減少いたしております。今回の委託につきましても、職員の個々の理由によりまして、人員の不足等も発生した中での1つのやり方だと思いますが、正規職員、それから会計年度任用職員等との責任ある子供さん方への給食の提供というふうなことを鑑みたときに、現状の委託の考え方に至ったものでございます。

この間、人員の補充をしたのかと言われると、正規職員の補充については行っておりません。現在おられます職員の中で、その業務を対応していただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） だとすれば、補充を行っていないということであれば、そもそも外部委託をするという前提に立って補充しなかったということだと思うんですね。だとすれば、それはいつ頃、現場が結構大変だったと思うんですけれども、その辺の経過があったのではないかなと思うんですね。そうすると多分、現場のところでいろいろ意見を聞いているかなと思うんですけれども、その辺のところは十分なのかどうか。今回、これは4月からになるんですね。4月からですね、そうですね。

だとすると、逆に言うと、今現在のところというか、3月までのところというのは、逆に、非常に負荷がかかっている状態をこのまま続けていくのかどうかという問題も実は生じていると思うんですけれども、その辺はどういうふうを考えておられるのかというのをちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 市長、どうぞ。

○市長（榎藤 英樹君） 具体的な内容はありましたが、当然市長として、福祉事務所とも十二分な打合せをしておりますので、私のほうから分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思いま

すが、議員御指摘のとおり本来であればですね、今、正規ないし会計年度任用職員で賄っておる給食調理員ということでやっていけるのがいい形だと思っております、現状ですね。

その中でどうしても、それぞれの皆さんの御事情もあって退職をされるとか、今後退職の見込みがあるというような中で、今後どういうふうに、議員がおっしゃるように加配をすると。新しく人を雇う、で、補充をするというのも1つの案だと思っています。

一方で今、給食現場の中でいわゆる正規職員、栄養士さんとかが中心になると思うんですが、あと会計年度任用職員さんということ、両方いらっしゃる職場があります。それは、基本的には正規職員さんが様々な工程を管理したりとか、あとシフト等を管理していただいたりということで、そこに会計年度任用職員さんが何人かいらっしゃるという、これがいい形だと思うんですが、園によっては正規職員さんがお辞めになられたり、いらっしゃらなかったりということで、今、会計年度任用職員さんだけで回しているような園もあるような状況にあります。

そうなってくると当然、正規と会計年度任用職員であれば、正規の職員さんが一定の責任を持って、会計年度任用職員さんに業務等の指示をしたりなんたりということになるんですが、そうした皆さんが会計年度任用職員さんとなると、経験とかそういったもので責任を負わなきゃならなくなるとかということで、少し人事体系的にひずみが出てくるというような部分もあるかというふうに認識をしております。

そういった中で一番好ましいのは、じゃあ、そういうところに正規職員を補充するのかということなんですが、なかなか今、人員が不足していたり、御承知のとおり、今、そういう例えば栄養士さんであるとか、ほかにも今回、高木議員からの御質問にもありましたが、保健師さんとか、土木技師さんとか、そういう特殊な免許を持ってらっしゃる方を、いざ正規職員や会計年度任用職員で募集をかけても、すぐに集まらないというような現状等もございます。

そういった中で今回、2園に関して外部に委託をして、そして、そこで浮いた人材で、ほかの園を、そういう体制をしっかりとつくって、回していくというような体制を1回つくってみてはどうかというような考え等もあって、今回2園に限って、そういった体制をつくったところでございます。

そういった経過も少し御理解をいただいた中で御検討いただければというふうに思っておりますし、重ねてですね、特に最近、国のほうが、いわゆる少し規制を緩和していこうかというような流れもございます。いわゆる特区と言われるものになるんですが、特区も3種類ぐらいあって、その中で一番、我々地方自治体が取り組みやすい構造改革特区になるかと思いますが、そういったものの中にですね、今まで法律上、保育所等には必ず自前で調理をする調理施設が必要で、そこで、園内で調理をしてくださいというのが基本でした。

しかし、この特区申請で特区を取ることによって、例えば給食センターみたいなところで作っ

て各園に回すというような、いわゆる小・中学校でできるようなことが、保育所、保育園まで垣根を下げるような特区も出てきております。

ですので、人を今すぐに、ぱっと入れて体制を整えるのも1つの策なんですけど、そういった新たな国の取組も研究させていただきながら、もしこれを、今申し上げたものを活用できるとすれば、今、小・中学校も調理の先生方が一時的に不足をしたり、休暇等を取られたりですね。育休とか産休とかを取られたりすることとかもありますので、そういったことを弾力的に回せるような、そういった特区なども今後活用できるんじゃないかというような視野もございます。

そういったことも全て含みおいた中でですね、今回については、この2園について外部委託を検討させていただきたいというような考えで、今回、債務負担行為を設定させていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） その辺の説明も含めて十分に議論したほうがいいと。それは当事者である保護者のところでも、保育所についての給食に関するガイドラインというのが、厚労省からきちんと示されておりまして、特に保育所の場合は、離乳食や非アレルギーの対策だとか、そのほかいろいろ細かい点があって、たしか全員協議会するときでも、現場で非常にそういうところの相談が、正規職員がいないことで困っているという発言も若干ありました。そういうことも含めてね、どういうやり方、今、特区という話もされておりますけれども、それも1つの事例であると思いますけれども、いずれにしても早急に確立していかなくちゃいけないというところがあると。

さっき言いましたように、補充しているのかどうかという点で、どうだったのかというの、ちょっとよく分からなかったんですけど、そこはもう委員会のほうに付託されるので、その辺では議論していただければいいと思うし、それから今回、金額としては2園だけということになりますけども、項目として、これは初めてになりますので、今後の5つですか、山春保育所をどうするかというところ、保育園はどうするかという問題ちょっと、一旦ありますけれども、今後も、そこを全体に広げていくということなのかどうかという方針もね。きちんと示していかないと、困っているところのこの部分だけ補充していくということだけにとどまらないだろうと。

今、市長がおっしゃってるように、将来的な方向も含めて、こういうふうな考え方をプレゼンテーションしていかないと、なかなか合意が得られないのではないかと、合意が得られないというのか、納得がいただけないのではないかなという点もちょっと考えておりますので、ぜひ御議論いただければありがたいというふうに思っています。これは要望で結構です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございせんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 1点だけでございます。

債務負担行為の変更ということで総合福祉センター指定管理料、電気代高騰に伴ってということで、ほかの指定管理料、いろいろ時期、期間があるから違いがあるかと思いますけど、5年契約しているところで、そういったところも同時期ぐらいの指定管理料はないのか、そこら辺は全て確認した上で今回、この福祉センターだけを挙げているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 市が指定管理契約をしております施設はほかにもございます。

やはりその中でも総合福祉センターというのが一番大規模な施設でございまして、かなりの電気代も使っているというふうなところで、ここが一番、全体の限度額からしてみたら、かなり逼迫をしてきているというふうな状況でございます。

ほかの施設もございますが、その規模の大小、それから、その団体によりましては御自分のところで、そういった管理費を出している団体もございますので、そういったところを全て確認をした上で今回、総合福祉センターの指定管理料が不足するというふうな見込みが立ちましたので、計上させていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで質疑を終わらせていただきます。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。石井総務課長。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。

補正予算書の61ページをお願いいたします。61ページ、給与費明細書。

まず、1の特別職に係る分でございます。下段の比較の欄を見ていただければと思います。

まず、議員1名減でございます。議員報酬304万7,000円、期末手当64万5,000円を減額いたしております。市長選挙に伴います失職となりました議員1名分の予算を減額するものでございます。

また、比較の一番上の長等、それから3段目の教育長について、共済費を4万1,000円、それから1万8,000円、合計5万9,000円を増額いたしております。こちらは共済費の利率の変更によるものでございます。

その他の特別職142名、報酬204万5,000円を増額しております。こちらの主な要因といたしましては、歳出38ページ、2款4項5目の県知事選挙、来年3月実施予定の県知事選挙に伴います投票立会人等の人数の増加に伴うものでございます。

続きまして、62ページをお願いいたします。

62ページ、会計年度任用職員以外の人件費についてでございます。

まず、比較の部分で、職員数は4名の減でございます。

給与費では、給料952万9,000円、職員手当31万9,000円、合計で984万8,000円の減額となっております。また、退職手当負担金933万6,000円、共済費180万9,000円の減額、合計で2,099万3,000円の減額となっております。

減の主な理由といたしましては、令和6年度当初におきまして、業務量の増加等を見越して、職員数に若干の余裕を持たせていたところもございます。また、職員の普通退職等が発生したことによる減額となっておりますところでございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

職員数は9名の増員、報酬につきましては261万8,000円、職員手当で96万円、合計で357万8,000円の減額となっております。また、共済費95万7,000円、全体で453万5,000円の減額でございます。

人員の増員の主な理由といたしましては、先ほどの部分とかぶりますけれども、2款4項5目の福岡県知事選挙に伴います会計年度任用職員の分になります。また1名、地域おこし協力隊員の減員も発生しておりますので、併せまして減額という形になっておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明の後に、質疑の際にお願いしたいと思います。

それでは、予算案の質疑につきましては、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明いただき、質疑に入りたいと思います。

なお、財源組替え及び給与等のみの項につきましては、質疑のみを行わせていただきます。

初めに、1款1項議会費の説明を求めます。宮崎記録係長。

○記録係長（宮崎 恵君） 補正予算書33ページをお開きください。

1款1項1目議会費366万1,000円の減額補正でございます。1節報酬、市長選挙立候補に伴い、議員1名が自動失職となりましたことにより、議員報酬304万7,000円を減額するものです。

次に、3節職員手当等、同様の理由によりまして、12月期の議員期末手当64万5,000円を減額するものです。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。会計課長。

○会計管理者（佐藤史津子君） 会計課、佐藤でございます。よろしくお願いします。

2款1項4目会計管理費224万6,000円の減額でございます。主な内訳としましては、11節役務費、その他手数料224万6,000円の減額でございます。

今年10月から新たに開始した公金振込に係る振込手数料の有料化に当たり、手数料単価について、銀行と協議を重ねた結果、当初の要請水準から手数料単価が引き下げられたことに伴い、減額補正するものでございます。10月からの半年間の振込件数を2万2,900件と見込んでおります。

以上でございます。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、2款1項6目財産管理費、補正額202万3,000円の減額でございます。内訳といたしまして、10節の光熱水費、11節の通信運搬費、それから、し尿汲取手数料、12節の警備委託料、13節仮設トイレリース料につきましては、浮羽東高跡地を本年度より地元ラグビーチーム「ルリーロ福岡」へ無償貸付けを行ってまいりましたが、4月から8月までの間は、うきは市スポーツ協会所属の少年野球チームが使用できるものとしておりました。その使用期間も終了したことから、同校跡地に係る諸経費を減額したものでございます。

それから、11節の公有建物災害共済保険料と、12節市有建物消防設備点検等委託料につきましては、今後支出の予定がないため、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、2款1項7目財政調整基金費、補正額1,227万9,000円の減額でございます。内訳といたしまして、財政調整基金537万9,000円の増額と、振興基金79万円の減額は、有価証券の新規購入等に伴う増減でございます。

現在保有している基金におきまして、新たな有価証券を購入することで利益の増加が見込まれることから、3億円の有価証券を購入いたしました。また、財政調整基金と振興基金との間で、現金と有価証券の入替えを行いまして、振興基金におきましては79万円の減額となりましたけれども、その分は財政調整基金のほうが同額プラスとなり相殺されまして、併せて新たに購入しました有価証券の利益を加えたところで、財政調整基金は537万9,000円の増額補正となります。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課です。

同じく 24 節積立金の鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金 38 万 3,000 円は、入湯税の令和 5 年度決算額が確定し、当初予算額との差を増額するものです。

次に、ふるさと・まごころ基金 1,725 万 1,000 円の減は、ふるさと納税の令和 5 年度決算額が確定し、当初予算額との差を減額するものです。

続きまして、8 目企画費です。12 節委託料、ふるさと納税業務コンサルティング委託 314 万 2,000 円の減は、契約額が確定をしたため、当初予算の残額を減額するものです。

次に、35 ページの 18 節ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金 2,026 万 6,000 円は、ルリーロ福岡に支出するもので、企業版ふるさと納税で、当初予算計上後にいただいた寄附額 1,330 万円と、昨年度のふるさと納税のクラウドファンディングでいただいた寄附で、経費を差し引いた 696 万 6,000 円を計上しております。

続きまして、9 目地域活性化推進費です。1 節の報酬から 13 節使用料及び賃借料の住宅借上料まで、合計 674 万 1,000 円につきましては、今年度の地域おこし協力隊員の採用が確定したため、不用額を減額するものです。

次に、18 節負担金、補助及び交付金の個性あるまちづくり事業費補助金 1,140 万 5,000 円の減は、今年度の事業費が確定したことからの減額をするものです。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 続きまして、15 目諸費、補正額 197 万 4,000 円の増額補正でございます。昨年度交付を受けました物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用して行いました、低所得者への給付事業につきまして、事務費の返還金が生じたため、補正を行うものでございます。交付を受けた事務費より実際に支出をしました事務費のほうが少ないため、その差額分を返還するものでございます。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課です。

16 目地方創生推進費で、18 節負担金、補助及び交付金の創業支援補助金 50 万円は、起業して補助申請をされる方が多くなっておりまして、申請に対して予算が不足することから、10 万円の 5 件分を増額するものです。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。7 番、野鶴議員。

○議員（7 番 野鶴 修君） 7 番、野鶴です。まず 2 点ほどお尋ねしたいと思います。

9 目地域活性化推進費の中で個性あるまちづくり事業費が、予算が確定したということで、1,140 万 5,000 円減額となっております。当初予算が大体 1,300 万円程度だったと思うんですけど、これだけの減額をするということ自体、この個性あるまちづくり事業そのものがですね、見直す時期にあるのではないかなというふうな気がしております。

9月のふるさと創生事業費の中では、780万円の予算に対して771万7,178円ということで、それなりの実績を上げておると。ところが、今年については1,140万5,000円も減額しているということでもありますので、今年度に対してはどういうふうな取組、逆に言えば、コロナ禍が収まって、通常のいろんなイベントとか、そういうのも行われるようになってから逆に、これだけ予算を使っていないということは、ちょっと何か問題があるのではないかなという気がしておりますので、そこら辺、今後どういうふうに考えているのかをお尋ねしたいと思います。

2点目です。この予算に対して反対しているわけではございませんけど、8番企画費の中で、ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金ということで、ラグビータウン「ルリーロ福岡」に対して入ってきた分を、2,026万6,000円入ってきたから、それを支出するというふうなことであるかと思います。

さきの全員協議会の中で、このラグビー、東高跡地の関係で一部人工芝の張替えの説明がありました。これが1期から12期ということで、こういった予算を利用して、この1期分をするとグラウンドを12に分割した、そのうちの僅か1期だけをするというふうな説明でありました。

このラグビータウンプロジェクト推進事業の東高跡地の関係につきましては、もう市長も御存じかと思いますが、今年の3月、東高跡地を20年間無償提供すると。提供というか、貸し出しするというふうなところの中で、そのとき説明があった、うきはガーデンパーク構想、この説明を受けて、議会としては最終的に納得したというふうに聞いております。この説明の中で、事業内容の全体イメージでですね。この緑の芝生整備事業については、実を言いますと2025年3月までには完了するというふうな事業の説明があっているわけです。

先ほどから話がありましたように、8月までか9月までは、浮羽ボーイズとの絡みがあって、それが例えば延期されたとしてもですね。多めに1年間延期されたとしても来年度中、2026年度までにはですね、やっぱりこの芝生張替えをするという計画の下に議会としては、このうきはガーデンパークについての承認をしてきたというふうに感じております。

ただ、こういった内容の推進事業費補助金で、こうやってお金を出しておりますけど、こういった、うきはガーデンパークの構想と、この事業計画と全く、実際は、進捗状況というのは非常にずれがあるのではないかと、そういったところでどういうふうに考えているのか。

3月の議会の中では附帯決議が出ております。その1番として、うきは市は、ルリーロ福岡が掲げる「世界に羽ばたくこども育成と3世代移住を実現するうきはガーデンパーク構想」の具現化に向けて、連携して取り組んでいくことということが附帯決議の中でうたわれております。

今後、市としてですね、この部分について、ただ推進事業費補助金を出すだけでいくのか、どういうふうに今後取組を進めていくのか、その辺についてちょっと、直接この推進事業費には関

係ないかもしれませんが、関連してきますので、回答をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

まず1点目の件でございます。個性あるまちづくり事業の減額についての御質問でございます。

今年度予算額を計上しておりましてですね、多額の減額になった理由でございます。

まず、今年度の予定でございましてですね。3件の申請が届いておりました。2点はソフト事業で、1点はソフト事業とハード事業の申請でございました。

その中で採択されたのがソフト事業の2件、それと、ソフト及びハード事業を併せた申請のうちですね、ソフト事業だけが審議会の結果、採択となりましてですね。ハード事業については少し、採択できないという審査委員会の決定がございました。そのためハード部分についての減額が特に大きくなったということでございます。

これにつきましては当初予算計上時にですね、大体、次年度の申請状況を踏まえて計上しておりますので、またこれからもですね、過大な予算計上にならないように努めながらですね。しっかりと予算設定をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

それから2点目でございます。ラグビータウンプロジェクトへの補助金の件でございます。こちら、もともとですね、ルリーロ福岡のほうから、うきはガーデンパーク構想のイメージといいますか、そういった構想の資料が出されてきております。うきは市としましては、この構想も併せながら無償貸与ということで、20年間の議案を出させていただいたところでございます。

議員も御承知のとおり、うきはガーデンパーク構想をうきは市が整備するというような、まだそういった議案にはなっておりません。問題は、ルリーロのほうのスピード感だと思っております。やはりスポンサーの獲得等ですね、努力はされておりますけれども、まだチーム結成から3年ということで、時間がかかっているところも正直な事実な面があると思います。できるだけ市も応援をしながらですね。そのスポンサー獲得なり、この芝生化なり、芝生整備なりが進んでいくように、引き続き支援をしていきたいと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、野鶴議員。

○議員（7番 野鶴 修君） 1点目の関係については、どういった内容が却下されたのか、もし答えられるのであれば。そうじゃないと、ソフト事業とハードが却下されました。ソフトだけ通りましたと言われても、何のことやら全く分かりませんので、ただ、答えられないということであれば、また別の時点で、どっかで回答をお願いしたいというふうに思います。そうしないと、なぜこれだけ減額するというのがですね、なかなか簡単には理解できませんので。

それと、ラグビータウンプロジェクト推進事業費、この計画書の中ではっきりとですね、緑の芝生整備事業としての予算、当時、私たちが説明を受けたときに1億6,600万円、これだけ

かかると。これ、はっきり計画書の中でありましたし、そのとき私は言ったんですよ。これだけの資金ができるのかという話を私は、その当時、ルリーロ福岡の代表も来ておりましたので、そういった話を言いました。資本金もないルリーロ福岡に、これだけのお金を、じゃあ銀行が貸付けもするのかという話も、私はしたと思います。それについては大丈夫ですというふうな話の下にですね、こういった計画を出されてきておりますけど、結局ここで、今回2,000万円しか出していないと。

この計画でいけば、やっぱり今言いますように、10年かかると思います。芝生にするだけでもですよ。人工芝に張り替えるだけでも10年かかると、こういった計画の下に私たちは、東高跡地を認めたわけではありません。あくまでこのうきはガーデンパークをですね、実現するということが非常に、うきは市にとっても有益であると。ましてやこの芝生広場については、一般のルリーロだけではなくて、ほかのスポーツ、いろんな振興のときにも役立ててもらいたいと、そういった意味で私たち、あのとき認めたというふうに思っております。

もう何か今の答弁を聞いていると、なんかもうルリーロ福岡任せ、あとは集まったしこ、補助金として出すだけというふうな感じしか受けないんですよ。市として、この事業をどういうふうに推進していくのかということを議論する必要があるかと思います。非常にですね、市長も、なったばかりで非常に答弁しにくいとは思いますが、例えば全く逆の立場、あのときは議員の立場、今回は市長の立場ということで、推進する側になりましたけど、もし市長のほうでも、そういった考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目の個性あるまちづくり事業の件でございます。申し上げられる範囲で申し上げさせていただきます。

1つ目はですね、人材育成事業ということで、癒やしの旅先案内人協会のほうから申請が上がって採択がされております。

それから次、どーらいごという団体のほうからですね、耳納連山の登山道整備に係るですね、いろんなソフト事業を中心とした申請が上がって、こちらも採択がされております。

それから3点目でございます。村づくり会といいまして、田籠地区を中心としたグループのほうからですね、注連原地区の文化伝統を次世代につなぐ取組ということで、ソフト、ハードの申請が出ておりましたけれども、こちらのほうがソフト事業のみの採択となっております。

また詳しいことにつきましては、別の場で御説明をしたいと思います。

以上、3件で200万円ほど交付をしまして、残額ということになっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金も含めた中での取組について御質問をいただきました。

議員がおっしゃられることも本当にそのとおりだと思っております、私としても大変悩ましい問題だと思っています。そこに座っていようが、ここに座っていようが、気持ちは同じでございます、この計画、計画書を今日議員お持ちのようですので、内容を御確認いただけているんですが、私の記憶するところで、議員のときに皆さんと一緒に議論をして、東高跡地の20年無償貸与を、附帯決議をつけた際に、あの計画書を見ている中で、あの計画書が3段階ぐらいに分かれていたというふうに記憶しています。

1段階目が、まずはルリーロさん主体で、芝のグラウンドとかを整備して、ルリーロさんが試合をしたり練習をしたり、そこに見に来れたりというような、いわゆるグラウンド整備みたいなところで、2段階目が、議員御指摘のようなガーデンパーク構想みたいな形で、様々な附帯施設を造りながら少し公園化していくような、そして子育て世代だとか、高齢者の皆さんだとか、様々な世代の方に御利用いただけるような施設にしていく。そして、3段階目が、またそれをさらに発展させていくような内容だったというふうに記憶をしているんですが、すみません、手元にその資料を持ち合わせておりませんので、あれなんです。

その中で、今まさに行われているのがこの第1段階の部分だと思います。その議員が御指摘なのは、進捗としては遅くないかということで、そこに関しては私も全く同意見でございます。ここの部分に関しては当然、市として応援していく形の1つとして、市が窓口となって、企業版ふるさと納税、また、ガバメントクラウドファンディングというところの受入先になって今回のような、このような予算を計上して、ルリーロさんにお渡しをする、支援をするという形が、市ができる、この第1段階での支援の在り方、そして皆様とともに、お認めをいただいた20年の無償貸付け、市有地の無償貸付けというところが大きな、この第1段階での市ができる支援だと思っています。

ですので、やはりここに関しては、まずは議員が御指摘のように、計画の中でうたわれております時期、また、今御指摘いただいたように、9月ぐらいまで野球チームに使っていただいたりとか、あと物価高騰等もありますので、様々な要因あるかと思いますが、やはりうたった計画の若干前後しても、それぐらいの時期には、この第1段階を終えていただくことが肝要だと思っております。

ですので、そこまでの間は、今申し上げたような支援は、これからも引き続き行っていきますし、また、一般質問の答弁でもお答えしましたが、毎週定例のミーティングをですね、今、ラグビータウンプロジェクト推進係とルリーロさんのほうで行っておりますので、様々な調整であったり、市として、その他で支援できること等については、打合せをしまいたいと思っております。

ますが、議員が恐らくお求めになられているであろう回答だと思いますが、あそこを、あの計画書のような形で緑地化された公園であるとか、市民の皆さんの憩いの場として使うために、もっと市が応援しなきゃいけないんじゃないかというところは、私の中では、あくまでもこのセカンドステップ、ルリーロさんの計画の第２段階に入ったところでは何らかの形で、市としてもやっていけないといけないと思っているんですが、まずは、その第２段階のスタートラインに、まだ立てていない状態だという認識でいますので、その第２段階のスタートラインに早く立てるようにというところでは、今後も様々、支援の在り方を考えていきたいと思っています。

○議長（江藤 芳光君） ７番、野鶴議員、３回目。

○議員（７番 野鶴 修君） ３回目になります。

私も今市長が言われたように、うきは市としてやるとすれば、その第２段階、周辺の整備ですね。公園としての整備であるとか、イベントを開催するための整備であるとか、そういう整備については、やっぱり市も積極的に関わるべきだというふうには思っております。

ただ、緑の芝、要するに人工芝として、あのグラウンドを整備するという計画自体がですね、２０２５年３月までというふうな、当初の説明の中であっております。先ほど、１年ぐらい遅れた、物価高騰等で１年２年遅れたとしても、２０２６年度とかその辺ぐらいまでには、やっぱりやり上げるような、そういったことをやっていかないと、そのルリーロ福岡の今の状態、例えば今年の段階で２，０２６万６，０００円と、もうはっきりこの計画のときもですね、東高のグラウンドを人工芝生化するというだけでも１億６，６００万円という見積額は出てるんですよ。そのときにそれだけのお金ができるのかという話もしてるんですよ。

やりますということを言ってますので、例えば一、二年、遅れたとしてもですね。それまでにやり上げるぐらいの、やっぱりそういったあれがないと、今のこの段階で、どうも任せたら、先ほど言うように、今年、１２面ですかね。１２面のうち１面だけ人工芝に張り替えますと。これでいったら１２年間かかりますよということを言ってるようなものなんです。そんなことでは私たち２０年間も貸したのではないと。

ルリーロ、要するにラグビータウンプロジェクトのことについては、市長も知っているように、９月の一般質問で、今ラグビータウンプロジェクトというけど、一体何をどうするのかというのが私は見えないということを言いました。そのとき市長の答弁としては、やっぱり見える化、ラグビーが見えるようにしなければならないというふうな答弁が中にあると思います。そういったことを考えるときに、やっぱりラグビーをしている姿を見せるためにはここの、要するに、浮羽東高グラウンドを貸したのも、そこで皆さんにラグビーの練習、公式戦は、そこではできないにしても、久留米でするにしても、練習試合とか、練習風景とか、そういうのをしていかなければならないという、ただ、この計画でいくと、それも見えてこない。そういった中でラグビータ

ウンプロジェクトをどうやって推進していくのかということが全く、何かこの予算とかも含めて見ていて、見えてきませんので、そういった意味で今回質問させてもらっております。

そこら辺の取組をやっぱりどんなふうに、今の状態のまま、ただルリーロ福岡が、企業支援をお願い行くときに一緒についていって、一緒になって応援するだけなのか。やっぱりもっとこれをスピード化するためには何をしたらいいのかという、そこら辺の考えがあればということで聞いておりますので、もし何かそこら辺が、今後やるとしても何か検討をぜひともしてもらいたいということで、3回目終わります。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長、簡潔にお願いします。

○市長（権藤 英樹君） 議員の御指摘は十分に理解をさせていただきました。議長からも簡潔にということですので、簡潔に申し上げますと、何と申しますかね。言葉が合っているのかどうかはちょっと、あまり自信がないんですが、応分の責任負担だと思っております。市または市議会として、先ほどの計画案を基に議会にはお認めをいただいた。市としても支援体制を整えるということで、土地などを貸したりしたというところで、我々市や、いわゆる行政、議会としては、一定の責任、応分責任を果たしながら、ルリーロさんの支援を始めている状況にあります。

今ご議員から御指摘のように、ルリーロさんが今度、応分責任として出していただきたい具体的な活動だとか、あとは目に見える進捗状況であるとか、議員が御指摘のラグビータウンプロジェクトとは何ぞやという部分であるとか、ここについては今、ラグビータウンプロジェクト推進係も、そこをきちんと見せていきましようということで、外部から人も採って、そういうものを見える化するような取組をしていただいているようですが、そういうことで要は何が申し上げたいかということ、具体的な今後の、今年の3月議会とかで示されたような案は、あれ、まだ全然、私にとって青写真だと思っておりますので、もっと具体的な、なるほどなと議会の皆さんも含めて、私も含めて納得できるようなものを出したり見せたりしていただかないと、まず議会の皆さんの納得をいただかないと、仮に、じゃあうちとして、ちょっとスピード感遅いようだから、この分とこの部分にまた追加で、お金出したいと思います、これはもう単費になっちゃいますけどと言っても、なかなかお認めいただけないと思っています。

ですので現状、今一番必要なのはルリーロさんから、こういう今回御意見もいただいたということはもうこの議場の中での出来事ですので、お分かりになられると思いますので、こういった議論を含めて、ルリーロさんとして今後どのような提案ができるのか、そこに対して私も行政や議会として、どういう対応ができるのかというところが肝要だと思っておりますので、そこについてはルリーロさんとも今後しっかり話していきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2点お尋ねします。

1点目は、今の同僚の野鶴議員に関する件なんですが、芝の一面を人工芝にということでしたけれども、過去の論議の中で、今ある旧校舎が一番、丘として高く南北に傾斜がある。北のほうは山曾谷川のほうに、それなりに流れているけど、南のほうグラウンドから市道に、もう直接雨水が流れて、毎年のように冠水の状態があるということで論議したときに、グラウンドから山曾谷のほうに導水路をつくるということでしたけれども、今回、もう芝を張るということですが、そのような計画がなされた上での予算措置なのかというのが1点です。

2点目は、7目の財政調整基金で、先ほど企画財政課長のほうから財政調整基金で有価証券を3億円購入したという説明がありました。それは、ほかのページでいけば、どこで確認すればいいのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） まず、2点お尋ねのうちの1点目ですね。ルリー口福岡に絡みます東高跡地の人工芝の敷設についてということで、導水路等の計画についてということの御質問だと思っております。

まず今回、全体の計画の12分の1で人工芝を敷設するという。それから、人工芝の性質上といいますか、製品の性質上ですね。雨が降りますと、もうある程度地面のほうに浸透していくというような性質を持っている、いわゆる透過性の高い人工芝であるということ。そういった面から、今回については導水路という言い方は、どういう流れになるかというのは現時点では言えませんが、何がしか排水の配慮をしたような敷設をするというような話も一部あったかと思いますが、今回の芝生の敷設につきましては、そこまでの必要はないのではないかとということで、地元の役員さんとも協議をいたしまして、そのように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 有価証券の購入の件でございますが、こちらのほう、基金のほうから購入をしておりますので、現在配付をしております予算書のほうには、そういった基金の表記はしておりませんので、そういったところを確認するページはないということでございます。

基金のほうにつきましては決算委員会のほうでも報告をさせていただいておりますが、現在一般会計におきまして130億円ほどの基金を所有しております。その中の部分の現金で所有している部分につきまして、今回3億円の有価証券を購入させていただいたということでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 2回目です。

一旦人工芝を張れば、例えば先ほど言いました浸透性ということで、水は地面に行くんでしょうけれども現状、今まで毎年のように、はけ切らない状況で市道の東側、あるいは南側に流れていったということですので、ラグビータウンの計画の中のときの論議で、たしか山曾谷川の方向

であれば、高さが何とか足りるのではないかという回答を得ていました。

ということは、これから先また、ちょっと順番は分かりませんが、2面とか3面とか4面目に入ったときに、そういうことも十分検討していただけるという確認でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 市長公室長。

○市長公室長（吉松 浩君） 地元の役員さん等々の話の中では、例えば暗渠にして、下に排水を通したらどうかというような案もございました。これにつきまして文化財の保護の観点等もございまして、なかなか難しいところもございます。いずれにしても、今後敷設をしていく中で、それ以外の部分で何がしか排水対策、雨水対策をしていこうという考えはあるものと思っていますところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。3回目。

○議員（8番 竹永 茂美君） それでは、また集中豪雨等あっても、これから先、影響がない取組をしていただけるという確認でよろしいですね。

○議長（江藤 芳光君） 榑藤市長、簡潔にお願いします。

○市長（榑藤 英樹君） 申し訳ございませんが、今質問いただいたグラウンドの排水とかと山曾谷川の、もう今後、水があふれないということは、話の親和性がありませんので、今その言質を取られても、私たちは、お答えはできない状況にあります。それに、そもそもこの話、今2回目の質問の中でも、ラグビータウンプロジェクトで芝生を敷いたときの影響についてのお話だった、1回目の質問だったと思うんですが、2回目は、芝生を敷かなくても水があふれている状態じゃないかみたいな話になられて、どんどん芝生を敷いたことへの影響との関係での暗渠とか、排水の必要性という話から全然話が違ってきますので、今の件に関しては、特段お答えする内容のものは持ち合わせてないというところが現状でございます。

○議長（江藤 芳光君） あと何人の方が質問されますか。

休憩を入れたいと思いますが、それじゃ一旦ここで暫時休憩をして、また続けていきたいと思っています。

それでは、10時45分まで休憩いたします。暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

ちょっとお願いがあります。

予算の審議、補正予算の審議であります。その趣旨に沿った質問をお願いします。でないと、ちょっと広範に流れがなっているような感じがしますので、くれぐれもよろしくお願いしておき

たいと思います。

それでは、続けます。次、13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 35ページの9目の個性あるまちづくりについてお伺いします。

これ数年、5年ぐらい前から、ハード面は1,000万円ぐらいだったのが200万円に多分下がったんだと思います。これ宝くじの支援分が下がったと記憶があるばってん、間違うとるかどうかわかりませんが、結局、多分200万円に下がってますよね、上限。私たちがちょうど集いの場を、私じゃなくて、NPOが主体ということで申請して、審査も的確にされておりまして、そこで認めてもらって、改造費とかが1,000万円まで、ハード面。ですから、いろいろされていたんですけど、200万円に下がったらハード面の要望は、なかなかされないのになんか減っているんじゃないかなと思ひましてね。だからソフト面が多いんじゃないかなと。

件数を減らしても、やっぱりハード面を、もう少し金額面を考えてもらわないと、そういう何か私たちのときは上限1,000万円だったと思います。だから、もう少しハード面を上げて、何か考えてもらうような措置ができるならばと思って、ちょっと質問しました。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 個性あるまちづくり事業の補助要件といいますか、条件についての御質問かと思ひます。

現在の個性あるまちづくり事業につきましては3種類ございます。ソフトとハード、それと、クラウドファンディング型を使ったものについても、現在500万円まで補助しております。

こちらにつきましてはクラウドファンディングを活用していただくということで、ハード事業も含まれますけれども、必要額からクラウドファンディングで調達をされました、その差額を100%補助するということです、基本的には、このクラウドファンディングが以前の1,000万円の補助、クラウドファンディング型で半分以上を確保していただいて、残りの分を100%、上限500万円まで補助するというものでございますので、そういった御理解でよろしくお願ひします。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 分かりました。500万円までというところであればですよ、今から市の活性化のためにもいろいろ考えて、要望するところが出てくると思ひます。

で、なかなか要望がないのは、どういう理由が一番大きいのか教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 要望の件数が少ないという御質問でございます。

多い少ないによっては、やはり年度年度です、それぞれ申請数は違っているのが現状でございます。

1つは、やはりクラウドファンディングというところをハードルが高いと思われるか、低いと思われるかというのが、まず1つあるかと思います。そういったところで、私どもとしましては相談が来ましたらですね、しっかり制度を説明してですね。何を注意して取組をしていただいて、成功に導くかということを申請前からですね、しっかりサポートしてやっていきたいと思っています。

実績としましてはですね、令和5年度は4件ございますし、毎年その程度の申請等は上がってきております。今回につきましても本来であればですね、採択ができればよかったんですけども、1件、ハードのほうだけ採択がされませんでしたので、そういったところでも、またしっかりフォローしていきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 13番、熊懷議員。3回目。

○議員（13番 熊懷 和明君） 私たちのときはちょうどコロナの前やったけんで多くてですね、はじき返されておりました。今、コロナも落ち着いてですね。今から何か支援、お年寄りのためとか、若い者、子育てのためにやりたいという人たちが出てくると思いますので、もう少し、さっき言いましたように、クラウドファンディングの進め方とね、そこの説明と一緒にして、手助けしていただいくように要望としてお願いして終わります。

○議長（江藤 芳光君） 要望でいいですね。ほかございませんか。高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 私も同じ場所です。35ページの個性あるまちづくり事業費です。こちらが今期に関しては、応募の締切りを5月24日に遡って、大分前倒しで設定されているんですね。例年ですと8月が締切りになっていたと思うんですけども、これは、なぜこんなに早く締切りを設定されたのかなというのが、かなりこの申込件数が少なかったことにも影響しているのではないかなというふうに思います。

ハードのほうに関して言うと、見積書と図面などの提出も求められておりましたので、やはりお知り合いの方ですね、挑戦したいと思っていた方が、やっぱりお仲間の中で、皆さんに御理解いただくまでにちょっと時間が足らなくて、この申込み締切りまでに間に合わなかったからというようなところとかもおっしゃっておられましたので、提出されてから一応何か見ましたら、審査日程9月ですかね。もし、それなのであれば、もうちょっと応募期間が長くあってもよかったんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 応募期間についての御質問でございます。

今、手元にですね、その申請締切りの日にちというのはですね、今、手元にはございませんけれども、ちょっと認識の確認なんですけれども、我々、この個性あるまちづくり事業をですね、年に2回申請をする期限を設けております。上半期と下半期でそれぞれ6か月といいますか、年2回設けておりますので、どちらかにですね、間に合うように申請をしていただければよろしい

かと思えますし、また、間に合わなければですね、まだ基金残高もございますので、また来年でも引き続き申請をしていただけるようにですね、また早めに御相談をいただければ、そういったことで間に合うような日程もお示ししていきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） そうしましたら、併せてお願いしたいのが、どういったケースが採用されているのかがちょっと分かりづらいということもおっしゃっておられましたので、過去の事例集を、別にわざわざ紙媒体で用意していただく必要はございませんので、ホームページ上にしっかり、どこかのページに掲載をしていただきまして、ソフト事業版とハード事業版というような形で、うきは市民の方々、大体クラウドファンディングとか挑戦されたことがない方とかも多いと思うので、その辺りもですね、もう少し詳しく御説明ページを作っていただけるとありがたいなというふうに思います。

それと、ちょっと下の項目に飛びまして、16目の地方創生推進費の創業支援補助金なんですけれども、こちらはホームページの記載内容と今回また、ちょっと余裕分を作るというお話が、ちょっと疑問符が浮かんたのでお尋ねしたかったのが、ホームページ上では予算上限に達し次第、受付終了となるということで記載をされておられたので、もし今後もですね、こういった柔軟な対応をしていただけるのであれば、この文言を入れておいていただく必要ってあるかしらという素朴な疑問なんですけれども、御確認お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 1点目の個性あるまちづくりの不採択の理由をもう少しですね、丁寧に説明をしたらどうかという御質問でございます。

御意見は大変尊重すべきものがあると思います。審査会のほうでは審査委員の皆様ですね、審査をしていただくのが、どうしても申請をされる方々がプレゼンテーションをされた後にですね、退席をされて審査をされますので、どうしても本人には不採択ですというだけの通知ではですね、分かりにくい面があるのはおっしゃるとおりかと思います。しっかり審査をした上でですね、どういったところが不採択だったのかというところを書ける範囲で通知書にも書きますし、御提案のあったとおりですね、ホームページ等で、しっかり明記できる範囲でですね、書いていくこともできると思いますので。

事例集に近い形でホームページに載せることも含めてですね。また検討していきたいというふうに思っております。事例集も検討していきたいと思っております。

それから、2点目が創業支援でございます。

創業支援のほうもですね、要綱のほうに申請期間というものがございまして、やはり起業してから一定期間までに申請しなければならないということがございましてですね。今回そういった

面も含めて、通常はいたしておりませんが補正を、予算を計上させていただきました。予算がなくなり次第、受付終了というのは、確かにそのとおりではございますけれども、どういった表現がいいのか、またこれから、こちらでも検討していきたいというふうに思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑を終わらせていただきます。

これで2款1項の質疑を終わります。

ここで先ほど、この補正予算の前に竹永議員からの質疑の回答があっておりませんでしたので、総務課長より発言を許可します。どうぞ。

○総務課長（石井 太君） 総務課でございます。一度で答えできずに申し訳ありません。

先ほど議案書の12ページ、議案第66号の中のうきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の御質疑の中で、専従職員の取扱いはということのお尋ねをいただいております。

専従職員につきましては、うきは市といたしましては、地方公務員法第55条の職員団体のための職員の行為制限に基づきまして、任命権者の許可を受けてですね、期間を設定をして取扱いを行っております。これは、期間的には長期間になるものであるというふうに認識をいたしております。今回の組合休暇につきましては、年間30日、短期の休暇を想定したものでございますので、専従関係の規定は、うきは市としてはございませんということで御回答させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 次に、2款2項徴税費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 太君） 補正予算書38ページをお願いいたします。

2款4項3目、まず市長選挙費184万2,000円の減額でございます。額の確定に伴いまして、報酬及び11節役務費を減額するものでございます。

続きまして、5目県知事選挙費1,582万7,000円の増額でございます。年明け3月6日告示、3月23日投開票ということで、福岡県知事選挙が実施をされます。これに伴います

1 節報酬から 1 7 節備品購入費までを計上させていただいておるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで 2 款 4 項の質疑を終わります。

次に、2 款 5 項統計調査費の説明を求めます。

うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課でございます。

補正予算書 4 0 ページ、3 目商工統計調査費、7 節の調査協力報償費 1 5 2 万 2, 0 0 0 円の減額は、今年度実施した全国家計構造調査において、調査対象世帯数が確定をし、当初見込んでいた調査世帯予定数との差を減額するものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで 2 款 5 項の質疑を終わります。

次に、2 款 6 項監査委員費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで 2 款 6 項の質疑を終わります。

次に、3 款 1 項社会福祉費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べて、順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 4 4 0 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。このうち 2 2 節償還金、利子及び割引料 6 万 7, 0 0 0 円の増額につきましては、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金返還金でございます。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

3 款 1 項 3 目老人福祉費、1 8 節、こちらは後期高齢医療のはり・きゅう施術費の補助金 5 3 万 4, 0 0 0 円の増額でございます。受診者の増加に伴い増額するものになります。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

1 9 節扶助費 8 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額補正でございます。養護老人ホームへの措置入所者数が見込み数より減少していることから、確実に不要となる額を減額するものでございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

4目社会福祉施設費224万1,000円の増額でございます。12節委託料、総合福祉センター指定管理料の増額は、電気料高騰分を計上しております。

○市民生活課長（山崎 穰君） 山崎でございます。

6目重度障がい者医療対策費、22節過年度重度障害者医療対策県費補助金返還金198万3,000円の増額でございます。令和5年度の実績に基づき返還するものでございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

7目障害者対策費1億4,590万7,000円の増額でございます。19節扶助費、障害福祉サービス費1億560万9,000円の増額や、障害児通所支援給付費3,022万7,000円の増額は、利用が増えている関係で増額をお願いするものでございます。

本日配付させていただいております福祉系の資料をお願いいたします。こちらは障害者福祉サービス費の内訳となっております。

表の左列から区分、令和6年度当初の予算、令和6年度歳出見込みで、一番右列ですが、12月補正の今回の1億560万9,000円の内訳となっております。

こちらの中段の下の方になりますが、主なものとしましては、就労継続支援B型が5,762万7,000円、中段になりますが共同生活援助、グループホームの関係が2,464万1,000円とまた生活介護が、2,944万8,000円が主な増額となっております。逆に減額としましては、就労継続支援のA型が2,245万円の減額となっております。

障害福祉サービスにつきましては、全体的にサービス利用が増加傾向にあります。全国の傾向としまして、グループホーム、就労支援B型、放課後等での事業所の利用が増えております。

うきは市では、共同生活援助、グループホームの利用が増加しております。また、法改正により、就労の規定が厳しくなった影響で、就労継続支援A型の事業所4か所のうち、2か所が閉鎖するなど減少が見られております。これに関連し就労継続支援B型への移行や、新規の利用者の増加により大幅な増加が見られております。

次に、22節過年度返還金を計上しております。令和5年度実績報告により精算する国庫、県費の返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

9目地域支援事業費、22節償還金、利子及び割引料27万円は実績に基づき、福岡県介護保険広域連合に返還する過年度の返還金でございます。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課でございます。

11目後期高齢者医療事業費、後期高齢者医療事業特別会計繰入金378万円の減額でございます。

すみません、戻って、１０目国民健康保険事業特別会計繰出金４万４，０００円の減額でございます。人件費の減額によるものです。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで３款１項の質疑を終わります。

次に、３款２項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

４４ページをお願いいたします。

３款２項１目児童福祉総務費７３万５，０００円の増額でございます。１２節委託料５８０万５，０００円の減額は、令和６年度新規事業の子育て見守りおむつの定期便事業が１０月からの事業スタートとなったため、委託料を減額するものでございます。

２２節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、前年度実績により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

２目児童措置費１２万２，０００円の増額でございます。２２節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、前年度実績により精算する国庫の返還金を計上しております。

○市民生活課長（山崎 穰君） ３目子ども医療対策費、２２節過年度子ども医療対策費県費補助金返還金８２万６，０００円の増額でございます。令和５年度の実績に伴う返還金でございます。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所でございます。

５目民間保育所費１，３３９万３，０００円の増額でございます。１８節負担金、補助及び交付金７３８万３，０００円のうち、保育所等給食費補助金は県の物価高騰対策事業で、保育所等の給食食材費高騰のための補助金でございます。

次に、教育支援体制整備事業費補助金１５万６，０００円は、認定こども園の研修事業及び認定こども園への円滑な移行に係る補助金でございます。

保育所等業務効率化推進事業費補助金は、民間保育所のＩＣＴ化導入を行うための補助金でございます。

２２節償還金、利子及び割引料６０１万円の増額です。内訳は記載のとおり、前年度実績報告により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

４６ページをお願いいたします。

７目広域保育所費６４５万９，０００円の増額です。内訳でございます。１２節委託料は、市

外の保育所や認定こども園に入所している児童に係る費用を、委託費として施設に支払うものでございます。当初見込んでいた児童数よりも今年度利用した児童数が多かったため、増額補正を行うものでございます。

9目放課後児童対策費、22節償還金、利子及び割引料は295万5,000円の増額でございます。前年度実績報告により精算する返還金でございます。

10目地域子育て支援費296万5,000円の増額でございます。18節負担金、補助及び交付金152万1,000円は、地域子育て支援拠点事業費補助金の基準額改定に伴い増額するものでございます。22節償還金、利子及び割引料144万4,000円の増額です。こちらは記載のとおり、前年度実績報告により精算する国庫の返還金を計上しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっとお尋ねします。

44ページ、12節になりますけれども、子育て・おむつ、10月からのスタートでということですが、今までの実績がどのくらいあるのか、ちょっと教えていただければありがたい。定期便でされている方がどのくらいいらっしゃるのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、45ページになりますけれども、3款2項5目18節になりますね。保育所等給食費補助金ということで640万2,000円ということで、これは、たしか県が今年改めて設定されたものかなというふうに思っていますけれども、これは民間保育所ということになるのですが、これが実際、この金額で、どのくらいの主食と副食及び副食のみとかで単価が違ってくと思うんですが、何か所なのか確認、教えていただければありがたいと思います。

ちょっとそれに関連するといったらいいけど、考えてみたら給食費って去年、物価高騰で予算計上していた経過があるんですが、いわゆる市立保育所とかというのは、こういうのは想定されていないのか、ちょっと併せて確認をしたいと思います。

それから46ページのところで、3款2項10目の18節になりますけれども、地域子育て支援拠点事業費補助金というのがありますけれども、これが152万1,000円、追加補正ということになるかと思う。当初、たしか925万円ぐらいあったと思いますけれども、それが追加になるといったところは、どういった理由か、改めてちょっと確認をしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 議員、2点目質問の物価高騰対策の給食費の免除につきまして

でございます。こちらのほう、市内の小・中学校の給食費を4か月分免除する措置を物価高騰対策で講じております。保育所等につきましては、保育所の食材費の助成をするというところにとどまっておりますので、保護者からの給食費の負担免除というところまでは行っていないような状況でございます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） すみません。先ほど御質問いただきましたうち、3款2項1目の12節委託料の実績につきまして、今現在の実績につきまして、手元に資料がございますので、後でちょっと御報告させていただきたいと思います。

あと、3款2項10目の18節負担金、補助及び交付金の関係につきましては、すみません、基準の改正に伴いましての増額でございますが、ここも詳細につきましては、確認して報告したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 細かいところは所管のところで議論いただければありがたいと思いますけれども、たしか3款2項5目18節のところ、45ページですけれども、保育所等給食費補助金について言えば、主食と副食について、児童数に対して1,100円と、それから副食のみであれば650円、児童数に対して補助するというような、たしか県の中身だと思うんですね。そういう意味では、食材とはちょっと違うということもある。この辺も併せて御議論いただければありがたいなという、こちらから改めて要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） では、質疑なしでよろしゅうございますかね。これで3款2項の質疑を終わらせていただきます。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所からです。

47ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護等総務費23万8,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料113万5,000円の増額でございます。こちらは記載のとおり、前年度実績報告により精算する国庫補助金の返還金を計上しております。

2目扶助費6,500万円の増額でございます。19節扶助費、生活扶助費のうち、医療扶助費が増加傾向にありますので、増額をお願いするものでございます。主な要因といたしましては、生活保護世帯のうち、特に高齢世帯の割合が増加傾向にあり、医療扶助費の増加の大きな要因と

考えております。また、医療扶助につきまして、特に高度な医療を受けている方が増えていることが要因の1つと考えております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

48ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費、22節償還金、利子及び割引料685万9,000円は、それぞれ実績に基づく過年度の国への返還金でございます。

2目予防費、19節扶助費、予防接種健康被害者障害年金15万4,000円は、健康被害障害年金の額の改定により増額するものでございます。その下の定期予防接種助成金32万2,000円の増額につきましては、子宮頸がん・HPVワクチンのキャッチアップが終了間近となり、大学生などの県外接種者が増え、委託期間以外の接種に対する償還払いが増えたことによるものでございます。

2目予防費の22節償還金、利子及び割引料4,599万6,000円と、3目健康増進対策費の22節償還金、利子及び割引料25万1,000円につきましては、実績に基づく過年度の国や県への返還金でございます。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

4目環境衛生費、18節、150万円の増です。簡易給水施設組合から水中ポンプ取替等の御要望を受けまして、整備事業費補助金の増額となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。よろしくお願いいたします。

49ページになります。

6款1項5目農地整備計画費、3万8,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料3万8,000円、こちらにつきましては、多面的機能支払交付金の返還金となります。財源その他5万円につきましては、集落組織からの返還金となります。この事業につきましては交付額の内訳、国2分の1、県4分の1、うきは市4分の1の事業となっております。集落組織の返還額のうち、国・県の交付額4分の3を福岡県へ返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 1ページめくっていただき、50ページになります。

6款2項2目林業振興費168万8,000円の減額でございます。18節負担金、補助及び交付金168万8,000円の減額、こちらにつきましては、社会保険等加入促進事業費補助金の減額となりますけれども、減額理由としまして、この事業につきましては、これまで申請者に一度うきは市が交付し、久留米市負担分を、久留米市から負担金としていただいておりますけれども、今年度、久留米市が直接、申請者に交付できるよう要綱を整備したため、久留米市負担分を減額するものでございます。今回歳入も同額減額補正しているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、８款４項住宅費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

５４ページをお願いします。

８款４項２目公営住宅専用水道費、１０節光熱水費７０万円の増です。専用水道の電気料金分の増額となっております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで８款４項の質疑を終わります。

次に、９款１項消防費の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで９款１項の質疑を終わります。

次に、１０款１項教育総務費の説明を求めます。岡村学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課、岡村でございます。よろしくお願いいたします。

５６ページをお願いいたします。

１０款１項２目事務局費、２２節償還金、利子及び割引料３３万円の増額でございます。幼児教育無償化、副食費の実費徴収に係る補足給付費補助において、概算で受け取っていた令和５年度分の国・県の交付金を実績により返還するものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１０款１項の質疑を終わります。

次に、１０款２項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） ５７ページをお願いいたします。

１０款２項１目学校管理費、１０節需用費１３４万円の増額でございます。小学校施設の電気使用料において、本年の猛暑等により使用量が増加したため、年度末までに電気料金の不足が生じるため、増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１０款２項の質疑を終わります。

次に、１０款３項中学校費の説明を求めます。岡村課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） ５８ページをお願いいたします。

１０款３項１目学校管理費、１０節需用費１６１万円の増額でございます。小学校費と同様、中学校においても使用量が増えているため、年度末までに電気料金の不足が生じるため、光熱費の増額をお願いするものです。

２目教育振興費、７節報償費１００万８，０００円の増額につきまして、部活動指導者謝礼の増額です。外部指導者が昨年度より４名増え、御指導いただいた日数も増えたため、増額をお願いするものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１０款３項の質疑を終わります。

次に、１０款４項社会教育費の説明を求めます。石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝幸君） ５９ページです。

１０款４項２目文化財保護費で、６１４万１，０００円の減額補正です。

１節報酬から８節の旅費までは、文化財専門員１名を雇用する予算ですが、雇用時期が遅れているため、合計で２１４万１，０００円減額するものです。今まで４人の応募がありましたが、ようやくふさわしい方が見つかりまして、１月より勤務いただく予定となっております。

１８節負担金、補助及び交付金では、筑後吉井伝建地区において伝統的建造物の蔵の修理に対する補助金ですが、所有者の申出により修理工事が延期になることから、４００万円を減額するものです。

以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明をいただきました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで１０款４項の質疑を終わります。

次に、最後になりますが、１３款予備費及び歳入につきましては、一括して企画財政課長の説明を求めます。高瀬課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、６０ページでございます。

13款1項1目予備費49万円の増額補正です。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入でございます。15ページをお願いいたします。

1款1項市民税、1目個人市民税3,907万4,000円の増額補正です。内訳は記載のとおりでございます。

2目法人市民税1,568万5,000円の増額補正です。内訳は記載のとおりでございます。

16ページでございます。

1款2項1目固定資産税630万1,000円の増額補正です。内訳は記載のとおりでございます。

17ページ、1款3項1目環境性能割89万7,000円と2目種別割216万7,000円の増額補正でございます。

18ページです。

1款4項1目市民たばこ税640万8,000円の減額補正でございます。

以上が市税となりまして、現段階での実績に基づく補正で、全体では5,771万6,000円の増額補正となっております。

続きまして、19ページでございます。

6款1項1目法人事業税交付金は、県税であります法人事業税から配分される交付金で、911万1,000円の増額、額の確定による増額補正でございます。

20ページ、9款1項1目環境性能割交付金も、県税の環境性能割から配分される交付金でございます。208万3,000円増額、こちらも額の確定による補正でございます。

21ページ、10款1項1目地方特例交付金は、地方税の減収補填に充てられる交付金で、847万円の増額、額の確定による補正でございます。

続きまして、22ページです。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金643万8,000円の増額補正です。新型コロナウイルスの影響を受けた事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産の特例措置に伴う減収分、こちらは国から交付金を受けて補填するものでございます。実績に応じた増額補正となります。

続きまして、23ページです。

13款2項1目民生費負担金60万8,000円の減額補正は、歳出46ページ、7目広域保育所運営委託料の保護者負担金となります。こちらの歳出の委託料につきましては、増額となっておりますが、保護者の負担金の予算額につきまして、高い保育料で算定をしていたため、実際の保育料と照らし合わせたところ、減額となりましたので、歳入予算を減額しております。

2目農林水産業費負担金168万8,000円の減額補正は、歳出50ページ、2目社会保険料等加入促進事業費補助金の財源でございます。

続きまして、24ページです。

15款1項1目民生費国庫負担金1億2,063万2,000円の増額補正、1節自立支援事業費負担金と障害児施設措置費負担金は、いずれも歳出42ページ、7目19節扶助費に係る国庫負担分でございます。

2節子どものための教育・保育給付費負担金は、歳出46ページ、7目広域保育所運営委託料の国庫負担分でございます。それから3節医療扶助費等負担金は、歳出47ページ、2目扶助費の19節医療扶助費の国庫負担分でございます。

25ページです。

13款2項2目民生費国庫補助金281万4,000円の減額補正でございます。

1節重層的支援体制整備事業交付金は、歳出46ページ、10目18節地域子育て支援拠点事業費補助金の国庫補助でございます。

2節保育対策総合支援事業費補助金は、45ページ、5目18節保育所等業務効率化促進事業費補助金に係る国庫補助でございます。

続きまして、支援対象児童等見守り強化事業費補助金は、44ページ、12節子育て見守りおむつの定期便事業委託料の国庫補助でございます。

4節国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金は、59ページ、2目18節伝統的建造物群保存地区補助金の国庫補助でございます。

続いて、26ページでございます。

16款1項1目民生費県負担金3,533万3,000円の増額補正でございます。

1節の内訳といたしまして2件ございますが、ともに歳出42ページ、7目障害者対策費の19節扶助費に対する県負担金でございます。

2節子どものための教育・保育給付費負担金は、46ページ、7目広域保育所運営委託料に対する県の負担金でございます。

27ページです。

16款2項2目民生費県補助金401万6,000円の増額補正です。

1節地域障害児支援体制強化事業費等補助金は、歳出42ページ、7目障害者対策費の19節扶助費に対する県補助でございます。

2節子どものための教育・保育給付費補助金は、46ページ、7目広域保育所運営委託料に対する県の補助でございます。

続きまして、2節の保育所等給付費補助金と教育支援体制整備事業費補助金は、歳出45ペー

ジ、5目民間保育所費18節の給食費補助と教育支援体制整備事業費補助金の財源でございます。

7目教育費県補助金80万円の減額補正です。歳出59ページ、2目18節伝統的建造物群保存地区補助金の減額に伴う県補助の減額でございます。

28ページ、16款3項1目総務費県委託金1,572万7,000円の増額補正でございます。

2節県民税徴収取扱委託金は、36ページ、税務総務費に係る県からの委託金でございます。

4節県知事選挙執行委託金は、38ページ、5目県知事選挙費に係る県委託金です。

5節全国家計構造調査事務委託金は、40ページ、商工統計調査費に係る県委託金でございます。

続きまして、29ページでございます。

17款1項2目利子及び配当金458万9,000円の増額補正です。これは歳出のときにも説明いたしましたが、基金の入替えと有価証券の購入による増額補正でございます。

30ページでございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金、全体で1億793万9,000円の減額補正。今回市税をはじめとする財源の調達ができた関係で、財政調整基金からの繰入金を1億1,000万円減額するものでございます。補正後の財政調整基金からの繰入額は2億7,830万円となります。

続きまして、ふるさと創生基金の減額は、対象事業への補助額が減少したことによるもの、ふるさと・まごころ基金の1,346万6,000円は、昨年度、企業版ふるさと納税で、ラグビータウンプロジェクト分として寄附を受けた650万円と、クラウドファンディングの資金公募分696万6,000円を同プロジェクト推進事業費に充てるものでございます。

31ページです。

21款5項1目雑入7,609万8,000円の増額補正です。主なものといたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金で4,542万8,000円計上しております。これは、令和5年度の額の確定により負担金の返還を受けるものでございます。それ以外のものにつきましても、事業費確定による収入でございます。

32ページです。

市債で1目の総務債から9目災害復旧債まで、合わせて3,940万円の増額でございます。

今回の市債の補正につきましては、歳出において新たな事業を立ち上げて、それに対する市債の適用はございませんけれども、2目合併特例事業債の庁舎整備事業と9目その他公共施設等災害復旧事業債は、緊急的な事業として予備費充用で行ったものにつき、市債を充てるものとなります。

庁舎管理事業につきましては、西別館ふれあい荘の温泉ポンプの故障、災害復旧につきまして

は、防災行政無線の中継局に落雷がありまして、機器の損傷に伴うものでございます。いずれの件も、地方債の適用が認められましたので、補正計上させていただいたところでございます。

また、合併特例事業債につきましては、5目の一般道路新設改良事業等におきまして、3,610万円の減額をしておりますけれども、その同額をZEB化改修事業、庁舎整備事業、工業団地事業に割り当てまして、本年度の活用期間が切れる合併特例事業債の有効活用を図っているところでございます。

歳入についての説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで、議案第58号の質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましては、お手元に配付をいたしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これで散会します。

○記録係長（宮崎 恵君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時44分散会
